

投資信託定時定額購入契約規定

1. 規定の趣旨

この規定は、お客様（以下、申込者といいます。）と、株式会社西日本シティ銀行（以下、当行といいます。）との証券投資信託（以下、投資信託といいます。）を一定金額で定期的に購入する取引（以下、本取引といいます。）にかかる手続等についての規定です。

申込者は、本取引の内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本取引を利用するものとします。

2. 買付銘柄の選定

(1) 本取引によって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、選定銘柄といいます。）とします。

(2) 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、購入の申込を行うものとします。（指定された銘柄を、以下購入銘柄といいます。）

3. 申込方法

(1) 申込者は、当行所定の申込書の必要事項を記入のうえ、署名およびお届け印を捺印し、これを当行の取扱店に提出し、当行が承諾した場合に限り、本取引を開始できます。

(2) 申込にあたり、申込者は累積投資約款（包括）に規定する「自動けいぞく投資口座」を開設するものとします。ただし、既に開設済であるときはこの限りではありません。

4. 購入代金の支払方法

(1) 購入代金は、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金額（以下、購入金額といいます。）

を、申込者が2以上の銘柄を購入銘柄としている場合においてはその購入金額の合計をあらかじめ指定された預金口座（以下、指定預金口座といいます。）より口座振替（以下、自動引落といいます。）にて引落しさせていただきます。なお、自動引落については、当座貸越は、行わないものとします。

(2) 購入金額は、1,000円以上1,000円単位とします。

(3) 購入代金には、購入にかかる手数料・消費税を含むものとします。

5. 購入の方法およびその時期

(1) 当行は、申込者の購入金額で、当該購入銘柄の累積投資約款の定めに従って購入の手続を行います。

(2) 購入申込日とは、本取引において、購入の申込を行う日を言います。

(3) 申込者は、購入申込日の前々営業日までに入金することとし、当行は、前営業日に自動引落を行い、引落確認後、購入申込日に購入を行います。なお、購入申込日が以下の場合、次のように取扱います。

① 購入申込日が休日の場合、翌営業日を購入申込日とします。

② 購入申込日が29日、30日、31日の場合、その月に左記の日が存在しない場合は、月末日を購入申込日とします。

(4) 自動引落時に引落指定預金口座の最終残高が購入金額に満たない時は、購入はしないものとします。

(5) 購入価額は、購入銘柄の累積投資約款の定める価額とします。

(6) (3)にかかわらず、購入銘柄の委託者が購入の申込の受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に購入が可能になった日に購入を行います。

(7) 2以上の購入銘柄を指定している場合で、引落金額に一部未充足がある場合は、購入する銘柄は、当行の任意とさせていただきます。

6. 申込内容の変更

申込者は所定の手続によって当行に申し出ることにより、購入の休止および申込内容の変更を行うことができます。ただし、手続は購入申込日の5営業日前までになされたものとします。

7. 返還および果実の再投資

返還および果実の再投資は、それぞれの購入銘柄の累積投資約款に基づき行うものとします。

8. 取引および残高の通知

当行は、購入した指定銘柄の購入内容を「取引残高報告書」等に記載して申込者にご送付いたします。

9. 選定銘柄の除外

選定銘柄が以下の各号に該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還となった場合。
- (2) その他当行が必要と認める場合。

10. 解約

本取引は、次の番号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。

- (1) 申込者が当行所定の手続きにより、本取引終了希望日の5営業日前までに本取引の解約を申し出た場合。
なお、お預り受益権は別に定める累積投資約款に基づき引き続き当行で管理いたします。
- (2) 申込者が購入銘柄の累積投資契約を解約された場合。
- (3) 当行が本取引を営むことができなくなった場合。
- (4) 当行が本取引の解約を申し出た場合。

11. その他

- (1) 8において申込者に対し当行よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、また到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。
- (2) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改訂されるものとします。
- (3) 本規定に定めのないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「金銭の振込先指定方式取扱規定」「累積投資約款」等の各規定・約款に従うものとします。

累積投資約款（包括）

第1条 定義等

1. 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様（以下「申込者」といいます。）が振替決済口座に記載又は記録された投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として投資信託受益権を取得することをいいます。
2. 投資信託の累積投資のために、個別に前記1. に定める金銭を分別する口座を「自動けいぞく投資口座」といいます。
3. 本約款に別段の定めがない取扱については、投資信託受益権振替決済口座管理約款および各累積投資コースの投資信託累積投資約款の定めるところにより取り扱います。

第2条 包括的累積投資契約の申込

累積投資取引については、当行所定の申込書に必要事項を記入し、届出の印章により署名捺印（または記名押印）のうえ当行に提出することにより包括的な累積投資契約の申込を行ってください。

第3条 各累積投資契約の申込

1. 各累積投資コースの第1回目の払込金の払込みをもって各累積投資契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに各累積投資コースの自動けいぞく投資口座を開設いたします。
3. 上記1. にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第4条 保管及び管理

1. この契約により買付けられた投資信託受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めにしたがい、振替決済口座に記載又は記録します。
2. 当行は、当該保管にかかる投資信託受益権につき、口座管理料を申し受けることがあります。

第5条 果実の再投資

累積投資取引に係る投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当行が受領し、各累積投資コースの累積投資約款に定められた方法により、その全額をもって買付けます。

第6条 返還

1. 当行はこの契約に基づく投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは換金のうえ、その代金から手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に入金します。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第7条 解約

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の投資信託を第6条に準じて当行において、換金の上、指定口座に入金いたします。

第8条 申込事項等の変更

1. 改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条 その他

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(2020年4月1日現在)